

ID: 57

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町麒麟体育館及び麒麟運動場の設置並びに管理に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第19号		
【基準】			
第7条の規定による。 (許可の取り消し等)			
第7条 使用者がこの条例に違反し、又は使用許可後前条各号に掲げる事由が生じたときは、町長は使用の条件を変更し、又は停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。			
2 前項の取消し等により、使用者等がいかなる損失を受けることがあっても、町はその補償の責を負わない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日